

九州地医協第49回総会  
審議資料

## 部会に属すべき委員及び臨時委員の承認について

今般、九州地方社会保険医療協議会委員及び臨時委員の随時改選が7月1日付けて行われ、厚生労働大臣から同日付けて委員及び臨時委員の任命がありました。

当協議会では、九州・沖縄管内の8県にそれぞれ部会を設け、各県に所在する保険医療機関や保険薬局の指定についてご審議をいただいておりますが、この地方協議会の部会に属すべき委員及び臨時委員につきましては、地方協議会の承認を経て、会長が指名することとされております。

このため、今般の委員及び臨時委員の任命を踏まえまして、別紙の事務局案のとおり、各県の部会にそれぞれ属していただくことにつきご承認をいただきたく、総会委員の皆様にお諮りします。

### <関係法令>

- 社会保険医療協議会令（平成18年政令第373号）

（部会）

第一条 中央社会保険医療協議会（以下「中央協議会」という。）及び地方社会保険医療協議会（以下「地方協議会」という。）は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 （略）

3 地方協議会の部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、地方協議会の承認を経て、会長が指名する。

4～10 （略）

(別紙)

**【令和7年7月1日任命者】**

承認を求める委員及び臨時委員（いずれも任期はR7.7.1～R8.10.13）

所属 部会名	委員・ 臨時委員	代表 区分	氏 名	現職
福岡	委 員	支 払	兼重 正幸	全国健康保険協会福岡支部長
宮崎	臨時委員	診療	根井 俊輔	宮崎県歯科医師会専務理事